

○氷見市子ども医療費の助成に関する条例施行規則

昭和48年6月28日

規則第17号

改正 昭和59年9月29日規則第19号

平成5年3月31日規則第5号

平成6年3月22日規則第3号

平成6年9月22日規則第18号

平成7年5月31日規則第17号

平成8年3月22日規則第1号

平成9年8月29日規則第24号

平成10年3月18日規則第2号

平成10年9月30日規則第19号

平成12年3月31日規則第11号

平成13年3月30日規則第8号

平成14年3月29日規則第20号

平成17年3月22日規則第6号

(題名改称)

平成19年3月28日規則第12号

平成19年9月28日規則第31号

平成20年9月30日規則第36号

平成23年3月31日規則第12号

平成24年3月27日規則第4号

平成24年9月20日規則第19号

平成25年9月17日規則第16号

平成27年12月28日規則第27号

平成28年9月30日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、氷見市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年氷見市条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(保険医療機関等)

第2条 条例第2条第8項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者

(2) 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第2条第1項に規定する柔道整復師

(3) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第3条の2に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が認めた者

(登録の申請)

第3条 条例第4条第1項の規定による申請は、子ども医療費受給資格登録(変更)申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することによって行うものとする。ただし、当該書類の記載事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(1) 条例第2条第7項に規定する医療保険各法の規定による被保険者証、加入者証又は組合員証

(2) 養育者の前年又は前々年の所得の状況を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、必要な審査を行い、適当と認めるときは、受給資格の登録を行うものとする。

(受給資格証等の交付等)

第4条 条例第4条第2項に規定する証票は、子ども医療費受給資格証(様式第2号。以下「受給資格証」という。)によるものとする。

2 市長は、受給資格証を交付する際に、福祉医療費請求書(様式第3号)又は子ども医療費(償還払)助成申請書兼請求書(様式第4号)に必要事項を記載して交付するものとする。

3 市長は、前条第1項の申請があった場合において受給資格者(条例第5条第1項に規定する受給資格者をいう。以下同じ。)でないと決定したときは、当該申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(有効期間)

第5条 受給資格証の有効期間の始期は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とし、終期は、対象となる子どもが15歳に達する日以後の最初の3月31日とする。

- (1) 対象となる子どもが出生、転入等により氷見市の区域内に住所を有することとなった日(以下「事由発生日」という。)から15日以内に第3条第1項の申請をした場合 事由発生日
- (2) 事由発生日から15日を超えて第3条第1項の申請をした場合 事由発生日又は当該申請をした日の属する月の初日のいずれか遅い日
- (3) 対象となる子どもが生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の廃止又は停止により受給資格を得た場合 保護の廃止日又は停止日
- (4) 対象となる子どもが氷見市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和55年氷見市条例第22号)又は氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例(昭和58年氷見市条例第1号)による助成を受けなくなったことにより受給資格を得た場合 助成を受けなくなった日
- (5) 対象となる子どもが新たに医療保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員又は被扶養者の資格を取得したことにより受給資格を得た場合 当該資格を取得した日
- (6) 対象となる子どもを新たに監護することとなったことにより受給資格を得た場合 監護することとなった日

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、それぞれ当該各号に定める日からその資格を喪失する。

- (1) 対象となる子どもが転出等により氷見市の区域内に住所を有しなくなった場合 氷見市の区域内に住所を有しなくなった日の翌日(氷見市の区域内に住所を有しなくなった日に他の市町村の区域内に住所を有するに至ったときは、その日)
- (2) 対象となる子どもが死亡した場合 死亡した日の翌日
- (3) 対象となる子どもが生活保護法による保護の決定を受けた場合 保護開始日
- (4) 対象となる子どもが氷見市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例又は氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例による助成を受けることとなった場合 当該資格を取得した日
- (5) 対象となる子どもが医療保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員又は被扶養者の資格を喪失した場合 当該資格を喪失した日
- (6) 対象となる子どもを監護しなくなったことにより受給資格を喪失した場合 監護しなくなった日

(受給資格証の再交付)

第6条 条例第4条第2項の規定により受給資格証の交付を受けた者は、受給資格証を破り、汚し、又は失ったときは、子ども医療費受給資格証再交付申請書(様式第5号)により市長に受給資格証の再交付を申請することができる。

2 受給資格証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その受給資格証を添えなければならない。

(対象となる医療に関する給付等)

第7条 条例第5条に規定する規則で定める支給は、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給(入院時の食事療養に要する費用を除く。)とする。

(助成額の審査及び支払事務の委託)

第8条 条例第6条第1項又は第2項の規定による保険医療機関等に支払う助成額の審査及び支払事務は、市長が富山県国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。

(償還払)

第9条 条例第6条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項の規定による助成を受けようとする場合は、子ども医療費(償還払)助成申請書兼請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査して当該申請に係る助成の額を決定する。(届出を要する事項)

第10条 条例第7条第1項第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 医療保険
- (2) 医療に関する給付等の内容
- (3) 被保険者証、加入者証又は組合員証の記号番号

(受給資格証の返還)

第11条 条例第4条第2項の規定により受給資格証の交付を受けた者は、受給資格を喪失したときは、速やかに受給資格証を市長に返還しなければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則(昭和59年9月規則第19号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の氷見市乳児医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成5年3月規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の氷見市庁舎管理規則等に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成6年3月規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の氷見市乳児医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成6年9月規則第18号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の氷見市妊産婦医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成7年5月規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、平成7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の氷見市乳児及び幼児の医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成8年3月規則第1号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年8月規則第24号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成9年9月1日から施行する。

(氷見市乳児及び幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

4 前項の規定による改正前の氷見市乳児及び幼児の医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成10年3月規則第2号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年9月規則第19号)

(施行期日)

1 この規則は、平成10年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の氷見市乳児及び幼児の医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成12年3月規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の氷見市乳児及び幼児の医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成13年3月規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の氷見市乳児及び幼児の医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成14年3月規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の氷見市乳児及び幼児の医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成17年3月規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の氷見市乳児及び幼児の医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成19年3月規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の氷見市乳児、幼児及び児童の医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成19年9月規則第31号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の氷見市乳児、幼児及び児童の医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成20年9月規則第36号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

(受給資格証の失効)

- 2 この規則の施行前に氷見市乳児、幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(平成20年氷見市条例第12号)による改正前の氷見市乳児、幼児及び児童の医療費の助成に関する条例(昭和48年氷見市条例第18号)及びこの規則による改正前の氷見市乳児、幼児及び児童の医療費の助成に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定に基づき交付された乳児・幼児医療費受給資格証は、平成20年9月30日限り、その効力を失うものとする。

(経過措置)

- 3 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成23年3月規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の氷見市乳児、幼児及び児童の医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成24年3月規則第4号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月規則第19号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成25年9月規則第16号)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成27年12月規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の氷見市子ども医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成28年9月規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の氷見市子ども医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

氷見市子ども医療費の助成に関する条例施行規則

様式第1号（第3条関係）

※ 受給資格番号		—			※ 保険区分		1	2	3	4	5	6			
							社被保者	社被扶養者	国被保一般者	国被保退職者	国被保退職者	国保組合			
※ 決裁	課長	課長補佐	合議	主務者	受付		年		月		日				
					決定		年		月		日				
					発 行		年		月		日				
※ 受給資格証交付					要・否（理由）										
子ども医療費受給資格登録(変更)申請書															
子ども	個人番号	.....													
	ふりがな	.....							生年月日	年		月		日	
	氏名	.....							男・女						
保護者	住所	.....													
	個人番号	.....													
	氏名	.....							続柄						
加入保険	保険種別	国保・協会・共済組合・その他（ ）													
	記号番号	.....							被保険者名	.....					
	保険者名	.....							資格取得年月日	年		月		日	
養育者	個人番号	.....													
	住所	.....													
	氏名	.....							続柄						
	児童手当の受給の有無（有・無） *有の場合は、以下の欄は記入不要														
	加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の記号・番号					第	号	譲渡所得	有・無						
	ア	厚生年金保険	エ	地方公務員等共済	扶養親族等及び児童の数 人										
	イ	私立学校教職員共済	オ	国民年金	(うち老人控除対象配偶者及び老人										
	ウ	国家公務員共済	カ	その他( )	扶養親族の合計数 人)										
	被用者又は公務員であるかの別					ア	被用者又は公務員	所得の状況	年分所得額						
						イ	被用者等でない者		円						
※ 審査					年分所得の合計額								円		
控除	雑損控除額				医療費控除額				小規模企業共済等掛金控除額						
	円				円				円						
	障害者控除額				障 人・特障 人				寡婦・寡夫・勤労学生控除額						
	円				円				円						
児童手当法施行令第3条第1項による控除					円										
控除後の所得額					円				所得制限限度額				円		
					円				円						
上記のとおり子ども医療費受給資格の登録(変更)を申請します。															
										年	月	日			
										申請者住所					
										(保護者)氏名		印			
										電話番号					
氷見市長					あて										

注 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第2号(第4条関係)

(表面)

子ども医療費受給資格証		
受給資格番号		
(受給資格者) 保護者	住所	
	氏名	
乳児、幼児又は 児童	ふりがな	
	氏名	男・女
	生年月日	年 月 日
受給期間	乳児	年 月 日から 年 月 日まで
	幼児	年 月 日から 年 月 日まで
	児童	年 月 日から 年 月 日まで
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日  氷見市長 <span style="float: right;">印</span>		

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この証は、子どもに係る医療費の助成を受けることのできる証ですから、大切に保管してください。
- 2 この証は、保険診療のみに適用されます。
- 3 この証は、診療を受けるとき、保険証といつしよに病院等の窓口に出してください。
- 4 次のことが生じたときは、必ず市長に届け出てください。
  - (1) 受給資格者又は受給対象の子どもが死亡したとき。
  - (2) 受給資格者又は受給対象の子どもが生活保護法による保護を受けることになったとき。
  - (3) 受給資格者及び受給対象の子どもの住所を変更したとき、又は加入保険に変更があつたとき。
  - (4) 受給資格証をなくしたとき。
- 5 県外(幼児又は児童にあつては、市外)の病院等の場合、窓口で医療費の請求をされる場合があります。この場合は、お金を支払い、領収書(保険診療点数等を明記してあるもの)をもらってください。その後、市長に領収書を提出し、還付の手続をとってください。
- 6 有効期間が終了したときは、この証及び手もとに持っている請求書は、使用することができません。



氷見市子ども医療費の助成に関する条例施行規則

様式第3号(第4条関係)

給付割合	9・8・7
------	-------

1	2	1			保 險 区 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9					
入 院	入 院 外	乳 児	幼 児	児 童		社 保 者 ・ 保 険 者	社 保 者 ・ 被 扶 養 者	国 保 ・ 一 般 者	国 保 ・ 退 職 者	国 保 ・ 退 職 者	国 保 ・ 退 職 者	国 保 組 合							
福 祉 医 療 費 請 求 書																			
市町村 コード		<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>												年 月 日					
		氷見市長 様						医療機関 コード _____											
					医療機関等の所在地及び名称 開設者氏名						㊟								
					年 月分の福祉医療費を下記のとおり請求します。														
受給資格番号	—				氏 名														
受給期限	年 月 日				生 年 月 日					年 月 日									
保険者番号 (保険者名)					被保険者証 記号番号														
総 点 数					公 費 負 担 点 数					決 定 請 求 額									
点																			
(貧血の血色素 g/dl)					点					円									

- (注) 1 この請求書は、入院・入院外ごとに作成します。  
 2 給付割合は、該当する割合を○で囲んでください。  
 3 公費負担点数欄には対象点数を記入し、決定請求額欄には福祉医療費としての請求金額を記入してください。(長期高額疾病、自立支援医療(精神通院、更正、育成医療)等)  
 4 結核医療については、総点数の上段にその点数を( )書で記入してください。  
 5 独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に該当する場合は、この用紙は使用することができません。  
 6 入院に係る高額療養費現物給付を行った場合は、窓口での支払金額を決定請求額欄に記入してください。

入院・通院日数

氷見市子ども医療費の助成に関する条例施行規則

様式第4号（第4条、第9条関係）

入院	入院外		乳児	幼児	児童	
子ども医療費(償還払)助成申請兼請求書						
氷見市長		あて		年 月 日		
〒 申請・請求 住 所 及び依頼者 (保護者) 氏 名 電話番号 印						
次のとおり医療費の助成の申請及び助成金の請求をします。 なお、助成金は下記の口座に振り込んでください。						
子 ど も	個人番号					
	受給資格 番号			加入 保険	被保険者証 記号・番号	
	氏 名			保 險 種 別	国保・協会・共済組合・ その他 ( )	
	生年月日	年 月 日		保 險 者 番 号 及 び 名 称		
年 月 分 保険診療領収証明書(入院・通院)						
子 ども 氏 名				診 療 日 数	日 間	
保険診療合計点数 (食事療養費除く)		点	医療保険等負担点数 (食事療養費除く)	点	他法による公 費 負 担 額 円	
申請者からの領収額 (食事療養費除く)		円		左記金額には保険診療以外は含まれていません。		
上記のとおり領収したことを証明します。年 月 日						
医療機関等の所在地及び名称 医療機関コード 開設者氏名 印						
※ 助 成 内 訳	保 險 診 療 合 計 金 額		控 除 額			交 付 決 定 額
	円	保 險 等 負 担 分	他 法 公 費 負 担 分	一 部 負 担 金	付 加 給 付 分	
		円	円	円	円	円
振 込 先	口座振替 指定金融機関					
	指 定 口 座	1 普通	2 当座	口 座 番 号		
	口座名義(保護者) カタカナ					
<p>(注) 1 この用紙は、病院等に診療金額をいったん支払い、その後で市長から助成を受け る場合に使います。(県外の病院等で診療を受けた場合)</p> <p>2 病院等でもらった領収書(太枠の欄に準じた項目が記載されたもの)を添付してく ださい。ただし、領収書を紛失した場合等は、病院等で太枠欄に記載してもらって ください。(なお、病院等での記載に際し、別に費用がかかることがありますので事 前に確認してください。)</p> <p>3 ※欄は、記入しないでください。</p>						

様式第5号(第6条関係)

※ 決 裁	課 長	課長補佐	合 議	主務者	受付	年 月 日
					決定	年 月 日
					交付	年 月 日
子ども医療費受給資格証再交付申請書						
受 給 資 格 者	氏 名					
	住 所					
	加入保険					
	記号番号					
	保険者名					
<p>子ども医療費受給資格証を 破損 したので再交付願いたく申請します。 亡失</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者 氏 名</p> <p>氷見市長 様</p>						

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

# 氷見市子ども医療費の助成に関する条例施行規則

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第4条、第9条関係)

様式第5号(第6条関係)